

新しいタイプの商標の導入に伴う審査基準の改訂について（案）

平成 26 年 6 月

1. 制度改正の概要

(1) 今般の制度改正により、商標の定義に色彩や音を新たに追加し（改正商標法第 2 条）、文字や図形等が変化するもの（動き商標やホログラム商標を想定）や経済産業省令で定める商標（位置商標を想定）についてその出願手続規定を整備した（改正商標法第 5 条）。

具体的には、「商標の詳細な説明」を新たに記載事項とし、また「経済産業省令で定める物件」の願書への添付を規定し（改正商標法第 5 条第 4 項）、これらが商標の内容を明確に特定できない場合には拒絶の対象とした（改正商標法第 5 条第 5 項及び第 15 条）。

(2) 「商品等が通常有する色彩及び発する音」等の識別力がないものを商品等の「特徴」として規定し、登録要件を満たさないものとして拒絶の対象とした（改正商標法第 3 条第 1 項第 3 号）。

なお、こうした商標についても、使用により識別力を獲得した場合には登録が可能となるが（商標法第 3 条第 2 項）、この場合においても、商品等が当然に備える特徴のみからなる商標については独占に適さないことから、その登録を排除すべく新たな拒絶理由を整備した（改正商標法第 4 条第 1 項第 18 号）。

2. 商標審査基準改訂の基本的な考え方

今般の制度改正に伴い、新しいタイプの商標（色彩、音、動き、ホログラム、位置）に係る登録要件、不登録事由及び出願方法等についての商標審査基準の改訂の検討を進める。具体的な改訂項目は、次のとおり。

- (1) 識別力に係る登録要件（審査基準第 1 第 3 条第 1 項 五、第 3 条第 1 項第 3 号 七、第 3 条第 1 項第 5 号 八、第 3 条第 1 項第 6 号他）
- (2) 不登録事由（審査基準第 3 第 4 条第 1 項及び第 3 項 五、第 4 条第 1 項第 7 号 九、第 4 条第 1 項第 11 号 十五、第 4 条第 1 項第 18 号他）
- (3) 出願方法（審査基準第 1 第 3 条第 1 項 二、第 3 条第 1 項柱書及び審査基準第 4 第 5 条）

3. 商標審査基準改訂の具体的な整備の方向

審査基準の改訂については、関係する政省令の整備動向を踏まえつつ、タイプごとにその出願方法、審査等について順次検討を行う。まずは音商標につい

て検討を行い、その後、色彩のみからなる商標、その他の商標と順次検討を進める。

第3回商標審査基準ワーキンググループにおいては、「音商標」に係る以下の項目について検討を行う。

(1) 識別力に係る登録要件

自他商品役務の識別力のない例、使用による識別力を認める場合について。

(2) 不登録事由

商標登録することが公序良俗に反すると考えられる公益的な音商標の取り扱い。(商標法第4条第1項第7号)

また、音商標における類否について、音商標の特性に応じた、類似する例及び類似しない例。(商標法第4条第1項第11号)

さらに、改正商標法第4条第1項第18号において新たに追加された商品等が当然に備える特徴についての具体例。

(3) 出願方法

願書に記載する「商標見本」、「商標の詳細な説明」及び「物件（音声ファイルを想定）」について、商標の内容を特定するものと認められる例。